

情個審第 11 号

令和 4 年 7 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 古屋 等

保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和 4 年 3 月 31 日付け防危諮問第 1 号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「盛土等に係る緊急点検において特定の土地が対象外とされた経緯記録等」不開示決定（不存在）に係る審査請求事案

（個人情報諮問第 102 号）

（個人情報答申第 96 号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（不存在）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

令和3年12月20日、審査請求人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

〇〇に搬入され積み上げられた残土と考えられる膨大な土砂に係る隣接地（〇〇（本人）所有地 地番〇〇）への流出（被害）に関し、防災・危機管理部防災・危機管理課において、「県が管理する盛り土だけでなく、危険と思われる場所の総点検を始めたい」（知事言）として実施された危険区域総点検で当地（土砂搬入地）が対象外とされた経緯記録（含協議記録）全内容について

2 実施機関の決定及び通知

令和3年12月23日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報は、「作成・取得していないため、実際に存在しない」として、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け防危指令第6号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年12月31日、審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を提起した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張について

ア 本件開示請求は、熱海の土石流災害を受け、政府が全国的に総点検をする方針を示したこともあり、「県は国の総点検を待たず独自の緊急点検に乗り出す」と新聞報道で報じられた事実に基づいたものである。

新聞報道において、緊急点検の対象となるのは、土石流で建物や住民に著しい被害のおそれがある「土砂災害特別警戒区域」1,437か所のうち、民家が存在する地点であり、衛星画像などを確認し、地形変化が見られる場所及び県が把握していない盛土のある場所を調べ、必要に応じ現地調査も行うものとされている。

また、知事は、定例記者会見において、県が管理する盛土だけでなく、危険と思われる場所の総点検を始めたいと説明している。

そして、今後、県は、具体的な調査方法などを詰めた上で、できるだけ早急な点検に乗り出すとされ、県内の土砂災害特別警戒区域は、土石流のほか、急傾斜地崩壊や地滑り被害が出るおそれのある地域を含めると、3,591か所を指定しているとのことである。

イ 新聞報道は、報道機関が県のしかるべき部署に対する取材を基に掲載されたものと考えられ、そうすると、実施機関の防災・危機管理課での点検が既に実施されているものと思われる。

また、新聞報道によれば、知事が「県が管理する盛り土だけでなく、危険と思われる場所の総点検を始めたい」と発言していることから、「地形変化が見られる場所」、「県が把握していない場所」についても、調査がなされており、必要に応じ「現地調査」も実施されていると推察する。

そうだとすれば、点検期日、点検地点（現地）、点検調査方法及び災害危険区域の判定（判定基準の協議及び策定を含む。）の記録は、今後の適切な行政施策を策定するために、例えば、近年の気候変動に伴う予測が困難な将来を見据え、「条例の改正」を目途する上でも、あるいはこの際、遑って効力を有する「条例の改正」も必要とされるのではないかと考えるところである。

そして、これが生活安全を守るべく県民からの付託を受けた行政の使命ではないかと考える。

ウ そのように考えると、実施機関の不開示理由である「当該文書は作成・取得していないため、実際に存在しない」の「記録を作成していない」というのは、行政業務上、不自然に思われる。本件開示請求に係る情報は、実施機関の複数の課所にまたがっており、知事もそうした意味で手詰まり感を否めないと吐露するところである。それだけに実施機関は、関係部署との連携を図り、当該情報の開示を是非とも願います。

- エ この他、「地形の変化」とはどの程度のものをいうのか、「把握していなかった場所」はどのような地点か、また、「危険」の度合いをどのように認識しているのかなどについても、明確な説明をしてもらいたい。
- (2) 反論書における主張について
- ア 盛土等に係る緊急点検は、「人家への影響が甚大なおそれのある箇所」のみならず、「建物や住民に著しい被害のおそれのある区域」に生活する「住民」の安全安心の保全こそ配慮すべきと考えるのが適当であると考える。
- イ 実施機関における「総点検」において、「土砂災害警戒区域」ではないと判断する際の、被害のおそれのある「住民」については、盛土のすぐ脇を通る道路を往来する「住民」なども含まれると考えるのが自然である。
- ウ 本事案における当該地点が土砂災害警戒区域ではないから、緊急点検の対象区域外とされたが、「県が把握していない場所（「把握していなかった場所」）」及び「危険と思われる場所」の「総点検を始めたい」との知事の指示の不履行と考える。
- エ 隣接地所有者が〇〇にもかかわらず、著しい被害のおそれがある区域ではないとの判断に対しては、「土砂災害警戒区域」やその周辺・上流部分にかけて「県が把握していない場所（「把握していなかった場所」）」も含め、「危険と思われる場所の総点検」の上での判断であるかどうか疑問である。
- オ 本事案における当該地点について、「地形の変化」は、見た目にも明らかであるにもかかわらず、「盛土や伐採跡等で地形の変化を把握した場所ではない」とした関係各課の回答をうのみにして、土砂災害警戒区域外のため関知しないという実施機関の弁明は、「総点検」及び緊急点検とは程遠いものである。
- また、「土砂災害警戒区域」やその周辺・上流部分について」との選定の在り方も偏狭であり、この点についても、疑義がある。
- カ 盛土に関し、実施機関から「実態調査（追跡調査）をする」との連絡があったが、それ以降、〇〇市〇〇課には実施機関から何の連絡もなく、追跡調査が実施されていれば、実施機関は、本事案における当該地点での「地形の変化」を確認することができたものとする。
- キ 緊急点検の際、関係各課において「危険の度合い」に対する認識をおろそかにしていたとすれば、重大な過失である。
- ク 調査対象地点の選定について、「土砂災害警戒区域」やその周辺を対象地点とし、「緊急点検の調査対象地点において県が把握していな

い場所はない」とは、あまりにも粗雑乱暴な結論であると考える。

ケ 実施機関は、「人家への影響が甚大なおそれのある箇所、かつ、県が把握していない場所」について、将来の危険度に対する認識を含め「住民」に降り懸かる人身に対する禍事への認識が不十分なまま実地検分調査を怠っていること、また、上記を全く勘案せず、「点検調査の対象とならない土地」と一方的に決め付け、今般の調査点検で把握しなければならない場所であるにもかかわらず、これを見過ごし、把握していない場所はないものとしていること、さらに、「関係各課において確認している」と主張しているが関係各課に「問い合わせる」程度にとどまり、衛星写真データ等による盛土面積、全容量及び土質調査結果のみならず、含有物質の有無等に係る協議や科学的知見の片りんも見当たらないことから、実施機関の弁明は、審査請求に対する十分な弁明となっていない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求に係る保有個人情報の特定について

- (1) 審査請求人は、「県が管理する盛り土だけでなく、危険と思われる場所の総点検を始めたい」（知事言）としていることから、「地形変化が見られる場所」、「県が把握していない場所」についても調査がなされており、必要に応じ「現地調査」も実施されていると推察いたします。」と主張しているところ、審査請求人が指摘する知事の発言は、新聞報道を引用したものであり、審査請求人のいう「県が管理する盛り土だけでなく、危険と思われる場所の総点検」の正式名称は、「盛土等に係る緊急点検」である。
- (2) この緊急点検は、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流による大規模災害を踏まえ、人家への影響が甚大なおそれのある盛土の亀裂、隆起や湧水の有無等の異常を確認する目的で、同月7日から8月5日までの間、土石流等で建物や住民に著しい被害のおそれがある「土砂災害警戒区域」や、その周辺・上流部分について、衛星写真データなどを確認し、地形変化が見られる場所や、実施機関が把握していない盛土のある場所を対象地に選定し、その後、関係各課において現地調査を実施したものである。
- (3) 緊急点検は、人家への影響が甚大なおそれのある箇所という前提があるが、審査請求人の申出のあった場所は、河川課において「土砂災害警戒区域」ではないことを確認し、土石流で建物や住民に著しい被害のおそれがある区域ではないこと、また、廃棄物規制課において把握している盛土であることから、緊急点検の対象となっていない。

よって、審査請求人が推察に基づき主張している「点検期日、点検地点（現地）、点検調査方法、また、災害危険区域の判定（含 判定基準の協議及び策定）の記録」についても、そのような文書は作成・取得しておらず、存在しない。

- (4) 次に、「地形の変化」とは、どの程度のものをいうのかという問いについては、緊急点検箇所とする「地形の変化」の把握は、関係各課において衛星写真データや許認可データなどから、盛土、伐採跡等で地形の変化を把握したものである。その後、地形の変化を把握した場所については、関係各課において確認している。

「把握していなかった場所」とは、どのような地点かという問いについては、人家への影響が甚大なおそれのある箇所であり、かつ、実施機関が把握していない場所である。この点については、関係各課において確認しており、緊急点検の調査対象地点において実施機関が把握していない場所はないものと考えている。

2 結論

以上のとおり、審査請求人摘示の土地は、緊急点検の対象とならない土地であり、結果、審査請求人の求める緊急点検における経緯記録等の書類は作成していないことから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分に係る保有個人情報について

本件処分に係る保有個人情報は、審査請求人の所有地の隣接地に搬入され積み上げられた残土と考えられる膨大な土砂が審査請求人の所有地に流出したとされることに関し、防災・危機管理部防災・危機管理課が実施した危険区域総点検において、当地（審査請求人所有地の隣接地）が対象外とされた協議記録を含む経緯記録の全内容であると認められる。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、審査請求人摘示の土地は、緊急点検の対象とならない土地であり、審査請求人の開示請求に係る保有個人情報が記載された文書は作成又は取得しておらず、存在しない旨主張しているところ、この実施機関の主張には、特段不自然又は不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、本件処分は、妥当であると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について
審査請求人のその他の主張については、上記判断を左右するものではないと判断する。

4 結論
以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
令和4年	3月	31日	諮問受理
令和4年	5月	27日	審査（令和4年度第2回審査会第二部会）
令和4年	6月	24日	審査（令和4年度第3回審査会第二部会）